

医 第 1 6 7 9 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

個人防護具の配布の実施について

日頃、本県の医療業務に御協力をいただきありがとうございます。

さて、このことについて、令和 6 年 1 0 月 3 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から別添写しのとおり事務連絡があり、下記のとおり、取りまとめを行うこととしました。

つきましては、貴会会員に対して配布希望がある場合は、お申込みいただきますよう周知願います。

なお、協定締結医療機関については、別途通知していることを申し添えます。

記

1 配布する個人防護具

いずれも使用推奨期限が令和 7 年度中に切れるものとなります。

(1) N95 マスク (DS2 マスクを含む。)

(2) 非滅菌手袋

(3) ガウン※

※ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

2 申込期間

令和 6 年 1 0 月 2 5 日 (金) 午後 5 時まで

※申込みは上記の期間外は受理できませんので御注意ください。

3 申込方法

各施設にてちば電子申請サービスから直接お申込みください。

インターネット (ちば電子申請システム) から受け付けています。

下記の URL または右記 QR コードから、

「ちば電子申請サービス」内の入力フォームにより申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=36585

注) 利用者登録しなくても申込みできます。

注) スマートフォンからも申請できます。



4 留意事項

- (1) 申込みは1回とします。
- (2) いずれの個人防護具も配布数量は100枚単位で、銘柄・材質・サイズ等は選べません。
非滅菌手袋は最小300枚からの配布となります。
- (3) 配布対象数量の上限に達した場合は、抽選等で選出されます。そのため、希望があっても数量を減らして配布される場合や配布されない場合もあります。
- (4) 令和6年12月から令和7年3月頃を目途に配送される予定ですが、状況により配布時期が遅れる場合があります。そのため、使用推奨期限までの期間が短いものが到着する可能性があります。
- (5) 外箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。
- (6) 締切日時以降のキャンセル・数量変更等はお受けできません。
- (7) 発送された個人防護具の受取拒否や返品はできません。
- (8) 配布された個人防護具は当該施設が自ら使用しなければなりません。
- (9) 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布は行いません。
- (10) 国から直接、施設に発送されるため、県では発送日等の問合せにはお答えできません。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課
医療指導班

電話：043-223-3884

FAX：043-221-7379



事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

個人防護具の配布の実施について

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）、フェイスシールド（ゴーグル等を含む。）及び非滅菌手袋（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

国においてはこれまで、個人防護具の配布を実施しており、令和 5 年 6 月 30 日付け事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」等により都道府県に周知したところです。

令和 6 年度においても、個人防護具の配布を、下記のとおり実施することとしました。都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

1 配布の内容について

- 配布においては、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（※）及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

- 配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

また、自治体自体の希望につきましては、自治体以外の配布対象施設の希望数量が上限に達しない場合に配布対象といたします。

- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が令和7年度中に切れるものとなります。
- 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

(1) 使用用途

- ・ 配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

(2) 転売禁止のための実効性の担保

- ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

2 配布の手続について

- 都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量をとりまとめ、「別紙」の様式1、2及び3に配布先の所在地や希望する個人防護具の数などの必要情報を記入の上、令和6年11月1日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）
- 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において今後必要となる数のご登録をお願いします。
- 配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和6年12月を目途に順次配布を開始し、令和7年3月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。
- 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご注意くださいようお願いします。